

部会第8回会議から第10回会議までの
意見要旨

部会第8回会議から第10回会議までの意見要旨 目次

※意見要旨中「◎」は、第10回会議の意見を追加したもの

〔第1分科会〕

- 「刑の全部の執行猶予制度の在り方」についての意見要旨（第8・10回会議） … 1 頁
- 「自由刑の在り方」についての意見要旨（第8・10回会議） …… 3 頁
- 「社会内処遇に必要な期間の確保」についての意見要旨（第8・10回会議） … 4 頁
- 「若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実」についての意見要旨（第8・10回会議） …………… 6 頁

〔第2分科会〕

- 「宣告猶予制度」についての意見要旨（第9・10回会議） …… 8 頁
- 「罰金の保護観察付き執行猶予の活用」についての意見要旨（第9・10回会議） …………… 9 頁
- 「若年者に対する新たな処分」についての意見要旨（第8・9・10回会議） … 12 頁

〔第3分科会〕

- 「起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方」についての意見要旨（第9・10回会議） …………… 18 頁
- 「保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」についての意見要旨（第9・10回会議） …………… 20 頁

「刑の全部の執行猶予制度の在り方」についての意見要旨(第8・10回会議)

1 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予及び再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期(制度概要「第1」及び「第2」関係)

犯罪者の改善更生等のためには、社会内処遇の充実が重要であり、特に、仮に少年法における「少年」の上限年齢を引き下げの場合には、18歳及び19歳の者について保護観察付き執行猶予の活用を図ることによる社会内処遇の一層の充実が必要であるところ、これらの制度が導入されれば、現行法制下よりも保護観察付き執行猶予の活用が図られると考えられることから、いずれも採用すべきである。

これらの制度の導入に反対するものではないが、裁判官の判断が拘束されない以上、保護観察付き執行猶予の言渡しが大きく増えるとは考えにくい上、仮に保護観察に付されても、いわゆる1号観察と異なり、家庭裁判所調査官による調査がなく、対象者の保護者への働き掛けもできないなどの点で、その実効性には疑問がある。

2 執行猶予を取り消すための要件の緩和(制度概要「第3」関係)

要件を緩和しても実際に取り消される事案の範囲がどの程度変わるのか判然としない上、取消し件数が少ないことの原因が法律上の要件が厳格であることのみにあるのか明らかではないから、まずは、執行猶予が取り消されるべき事案を的確に把握してより積極的に取消し請求するなど、一層の適切な運用に努めることによって対応し、改正については今後の推移を見て改めて検討するのも一案である。

執行猶予を取り消すのが相当と考えられる遵守事項違反について対応が遅れ、再犯に至っている事案があるのではないかという問題意識から、法律上の要件を緩和するのも一つの方策であると考えが、法改正ではなく運用で対応するにしても、部会の議論の取りまとめの際に運用上の課題として明記すべきである。

遵守事項違反が生じた場合に原則として執行猶予を取り消すというような仕組みとすることは、社会内処遇をできる限り活用するという方向性に逆行することとなることから、現行法の要件を変えるべきではない。

3 猶予期間経過後の執行猶予の取消し(制度概要「第4」関係)

現在の法制度において、執行猶予の取消しを免れるために不当な裁判の引き延ばしが行われているといったことはなく、運用状況に問題はないか

ら、この制度を導入する必要性はない。裁判を受ける権利を行使した結果として長期化することもあり、猶予期間が経過するかどうかは偶然の事情によって起こり得るものであるから、このような法改正は不要である。

実務経験上、猶予期間中に再犯に及んで起訴されたものの、公判に長期間を要したために、有罪判決確定が猶予期間経過後になる事案がある。再犯を理由とする執行猶予の取消しにおいて本質的に重要なのは、猶予期間経過前に再犯に及び、それが裁判により認定・確定されたことであり、再犯の公判に要した期間によって取消しの可否が左右されるのは公平とはいえない。法改正の必要性は十分にあり、これにより、執行猶予の取消しを免れようとして裁判の遅延を図ることが不可能とは言えない仕組みを改善することにもつながる。

猶予期間中の再犯について、本人が否認していて遵守事項違反による執行猶予の取消しが困難な場合には、再犯についての裁判を待つこととなるが、裁判をしたことによって猶予期間が経過してしまい、有罪が認定されても執行猶予を取り消すことができないという事態は望ましくないので、猶予期間経過後の執行猶予の取消しを可能とする制度を設けておくべきだろう。

4 資格制限の排除（制度概要「第5」関係）

仮に「少年」の上限年齢が引き下げられた場合に、18歳及び19歳の者を対象に、資格制限について何らかの方法で適用を排除すべきである。資格制限についてその他の成人と異なる扱いをする根拠が問題とされ得るが、その点は「若年者に対する新たな処分」も同様である。

資格制限の規定は、それぞれ個々の行政目的を実現するために設けられたものであり、その目的も様々であるから、執行猶予者について原則として一律に適用を排除することも、刑事裁判において適用を排除するか否かを判断することも相当ではない。資格制限規定の在り方については、再犯防止推進計画に基づく各府省の検討に委ねるのが相当である。

「自由刑の在り方」についての意見要旨（第8・10回会議）

新自由刑（制度概要「2」関係）

受刑者に行う「矯正に必要な処遇」の具体的な内容を刑事施設の長において決めることとする場合、刑事施設の職員の業務量や負担がどう変化するかについて検討すべきではないか。また、処遇内容の判断についての今後の運用等として、例えば処遇内容や不服申立てについて第三者機関に判断してもらうことも併せて検討していくべきではないか。

「作業その他の矯正に必要な処遇」を刑の内容とする場合、「矯正に必要な処遇」の範囲がはっきりしないので、刑罰の明確性の観点から、規定ぶりを検討すべきではないか。

罪刑法定主義の観点から、刑の内容は明確に規定されるべきであるが、「矯正に必要な処遇」は、内容が曖昧であり、内面に深く関わる性格の矯正なども含めた処遇がされ得るという問題があるので、少なくともこれを刑の内容として刑法に書き込むのは問題があるのではないか。

矯正に必要な処遇を義務付け、受刑者の特性に応じた個別的な処遇を一層行っていくことは、刑罰の目的からも正当化されるものであり、制度概要のような新自由刑を創設することには総論として賛成である。

作業以外の「矯正に必要な処遇」を刑の内容とすると、その分、作業の時間が減るため、受刑者が得る作業報奨金が減少してしまい、受刑者に不利益となるのではないかという懸念がある。

新自由刑の下で、作業を「矯正に必要な処遇」として位置付けるのであれば、現行の懲役における刑の内容としての作業とは意味合いが異なるということを何らかの形で法律上明確にしておくことが必要ではないか。

現在の制度概要のような規定でも、新自由刑の下での作業と現行の懲役における作業とでは意味合いが異なることは十分に示されていると思われる。

刑罰は、犯罪行為に対する法的非難、否定的評価を示すものであり、その範囲内において一般予防及び特別予防を図るものであると考えられるところ、処遇もこのような性質を有する刑の内容として正当化できると考えられる。改善更生は、受刑者のためだけでなく、再犯の減少を通じた社会全体の利益を実現するためのものでもあることから、本人の意思に反して義務付けることにも十分な根拠があると考えられる。

「社会内処遇に必要な期間の確保」についての意見要旨（第8・10回会議）

1 考えられる制度の概要

裁判所による改善更生に必要な期間の判断が難しいという実務的な理由から、仮釈放後の保護観察期間をあらかじめ設定する案とすることは理解できないわけではない。ただ、出所後の再犯期間の現状等を考慮すると、設定する期間を一律に「6月」とするのは短すぎるので、例えば、入所度数や刑期に応じて、設定する保護観察期間に段階を設けてはどうか。

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を制度の対象から除くとしても、保護観察付きでない単純一部執行猶予者については、社会内処遇が不要とはいえないことから、除外するのは、保護観察付きの一部執行猶予者に限るべきである。

施設内処遇に引き続いて社会内処遇を効果的に行うために一定の期間を確保することは重要な刑事政策的課題であるが、現時点では、制度の前提となる社会内での受入環境を十分に整えることができるか疑問であり、まずは、社会内での受け皿の確保等に更に努めることを優先し、それらも踏まえた上で、今後別の機会に改めて検討することとするのが現実的ではないか。

仮釈放期間終了後の間もない時期の再犯の状況を考えると、制度の導入を図るべきと考える。仮に今回は検討の対象から外すとしても、近い将来改めて検討を行うべきであり、部会の議論の取りまとめの際に将来の課題として明記すべきである。

残刑期間が短い仮釈放者について、残刑期間を超えて保護観察に付することができるのかが問題であるし、問題性の低い者まで一律に残刑期間を超えて保護観察に付されてしまうという問題もある。

2 その他

仮釈放者について仮釈放の期間を一定期間確保する制度を採用するのであれば、将来的には、満期釈放者についても社会内処遇の期間を確保するための制度の検討を行う必要がある。

仮釈放後の社会内処遇期間を一定期間確保する制度を導入する場合、満期釈放者との格差が生じ、不合理な事態が生ずることから、満期釈放者に対する社会内処遇の期間を確保するための制度についても将来併せて検討を行うべきであり、部会の議論の取りまとめの際に将来の課題として明記すべきである。

満期釈放者に対する手当てについては、被収容人員適正化方策に関する部会でも議論がされたが採用されなかったところであり、やはり大きな問題があるのではないか。

「若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実」についての意見要旨（第8・10回会議）

1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実（施策概要「第1」関係）

若年受刑者に対する処遇原則の明確化，処遇内容や調査の充実といった方向性自体は基本的に妥当と考えるが，少年法の対象外とされる以上は，対象者個人の自律性に配慮する必要がある，健全育成という目的で人格全般にわたって内面への働き掛けを行うような強い介入をすることは許容されないから，刑務所での処遇等の充実が図られたとしても，保護処分としての少年院教育との間の差は大きい。

若年受刑者は一般的に可塑性に富む場合があり，仮に少年法の適用年齢が引き下げられた場合には，これまで保護処分の対象であった者も処遇の対象になり得ることから，刑事施設における若年受刑者の処遇の充実を図るため，少年院の長所を一層取り入れようとすることは，大変有効である。

刑事施設において，少年院の施設等を利用した手厚い処遇となることは歓迎すべきことであるものの，刑罰の執行であることによる限界があるほか，少年法の対象外とされて健全育成という目的が失われることにより，施設における処遇のレベルや職員の意識に影響が生じ，処遇効果が十分に発揮されないことが懸念される。

2 若年受刑者に対する処遇調査の充実（制度・施策概要「第2」関係）

「若年受刑者に対する処遇調査の充実」は，受刑者の個々の問題性を把握し，若年受刑者の処遇の充実を図る観点から重要であると考えられ，導入することとすべきである。

3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等（制度概要「第3」関係）

若年者の定義をしないでその処遇原則を定めるのは問題であり，受刑者に関する処遇原則が現在定められている中で，特に若年受刑者に対する処遇原則を設ける必要性についても疑問がある。

若年者以外にも，高齢者など様々なタイプの受刑者がいる中で，一般原則に加えて，更に若年者だけを取り上げて処遇原則を書くことについて，法制的な問題がないか検討する必要がある。

「受刑者に対する社会復帰支援」は，若年受刑者を含め，受刑者の改善更生や再犯防止を図る観点からは重要と考えられ，導入することとすべきである。

若年受刑者に対する処遇原則は、若年受刑者の処遇上特に留意すべき点を明らかにして、その処遇の充実を図る取組が確実に推進されるようにするものであり、また、仮に少年法の適用年齢が引き下げられた場合には、保護処分の対象であった者への対応を法律上明らかにするという観点からも、具体的内容は更なる検討が必要であるとしても、若年受刑者に対する処遇に特化してその指針となるべき規定を設けることには相応の意義がある。

「宣告猶予制度」についての意見要旨（第9・10回会議）

18歳及び19歳の者の再犯防止策として、他の制度・施策の導入によっても対応することができない層が残るのであれば、その隙間を埋める選択肢として、宣告猶予制度について検討する余地が残るが、現行の他の制度との関係でどのような位置付けのものであるのかが分かりにくいものであり、これを国民に分かりやすい制度とすることができるかが課題である。

制度概要に記載のある制度は、抵抗もあろうかと思うが、より簡易な制度として分科会で提案された制度については、裁判所が有罪認定した上で処遇に付す点で、検察官が働き掛けを行う制度より適当であるから、裁判所を介した新たなダイバージョンの制度として構築すべきではないか。

制度概要に記載のある制度には必要性・相当性がないとしても、「少年」の上限年齢を引き下げるとした場合、18歳及び19歳の者が起訴されたときに用いる制度として、手続を二分し、まず有罪を宣告して刑の宣告を猶予し、家庭裁判所調査官の調査に匹敵するような調査を行った上で処分を決めるといったような宣告猶予制度的な制度を検討する必要があるのではないか。

18歳及び19歳の者が起訴されたときに手続を二分して調査を行うという制度については、審理の遅延が生じるのではないかなど等の問題がある上、調査の結果が量刑に与える影響がさほど大きいとはいえないにもかかわらず、あえて手続二分とする必要があるのかが問題である。また、18歳及び19歳の者が起訴されたときに刑の宣告を猶予する制度については、仮に猶予期間中の行状を考慮して量刑を行う制度とすると、刑が重くなる方向に考慮され得ることになるがそれが適当であるかという点、仮に現在起訴猶予となっている事案の一部を対象として想定するとすれば、専ら処遇を行うために公訴を提起することが公訴提起の意義と整合するかという点等が問題である。

宣告猶予制度や手続二分の制度には問題があるが、このような制度でなくとも、起訴された18歳及び19歳の者について、家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の鑑別を経るものとするため、例えばその調査等を踏まえて保護観察に付するか否かを決する制度など、特別な手当てを検討する必要がある。

検察官が起訴するかどうか迷っている事件を対象とした制度とする場合には、そのような事件をとりあえず起訴して有罪の認定をしてしまうことが本当によいのかどうか考えた方がよい。また、起訴された事件に宣告猶予と執行猶予とをどういう使い分けをするのか明らかにならないと、裁判所の立場としては、運用できない。

「罰金の保護観察付き執行猶予の活用」についての意見要旨
(第9・10回会議)

【量刑に関する考え方について】

罰金の執行猶予が罰金の実刑よりも軽いと考えるのであれば、処遇のために軽い量刑をすることになるなど、量刑についての考え方を変えなければいけないことになろうが、低額な罰金刑にも執行猶予を付す運用になるのか検討の必要があり、今のままでは、罰金の執行猶予そのものがほとんど用いられないから、罰金の保護観察付き執行猶予は、活用されないのではないか。

仮に当事者の主張・立証に何か変化があれば裁判も変化していく可能性は、一般論としてあり得るところ、量刑の傾向は、一件一件の事例の判断の積み重ねによって形成されていく性質のものであると考えられる。

法律上執行猶予とすることができるような一定額以下の罰金事案は典型的に行為責任が小さいといえ、執行を猶予することが許容されず必ず実刑としなければならないという事案は多くないと考えられることから、罰金について実刑も執行猶予も選択可能な事案は十分観念できると思われる。今後、実務において、罰金の保護観察付き執行猶予の有用性に対する理解が深まり、主張立証内容が変われば、その活用がなされることも期待できる。

自由刑の実刑と執行猶予との差に比べると罰金の実刑と執行猶予との差は小さいと思われるが、やはり差は存在するので、今後、罰金の保護観察付き執行猶予を活用するとなれば、やはり現在の量刑とは異なるものになるのではないか。また、そうした前提に立った上で罰金の保護観察付き執行猶予の活用を図っていくべきである。

【保護観察の実効性について】

保護観察を実効性あるものにするためには、遵守事項違反の場合の適切な措置が設けられている必要があるところ、罰金の保護観察付き執行猶予では、遵守事項違反により執行猶予が取り消されたとしても、罰金を払うのみであるため、保護観察の実効性に疑問があり、また、再犯リスクが高まった際に処遇を転換させることなく処遇を終わらせることになる点においても処遇効果に疑問がある。

第2分科会では、活用に当たって罰金の多寡を考慮することが議論されたが、罰金額の多寡と当該被疑者の問題性の大きさは、必ずしも相関しないため、罰金額が少額でも問題性が大きいという事案があり得るが、この

ような事案には、実効的な対処ができないのではないかと。

18歳及び19歳の者の処分結果の統計と、20歳及び21歳の者の検察庁における処分結果の統計とを比較すると、検察官送致や少年院送致といった比較的重い処分となっていた18歳及び19歳の者は、ほぼ公判請求の対象となり、保護観察処分となっていた18歳及び19歳の者の相当部分も公判請求の対象に、残りの一部が略式手続の対象になるなどと推測できる。このような統計上の比較の観点を踏まえ、罰金の保護観察付き執行猶予の有効性を議論すべきである。

18歳又は19歳の者で保護観察処分とされている人員が多い主な罪名は、窃盗、傷害、恐喝、詐欺であるが、これらが成人の刑事事件として扱われた場合、恐喝、詐欺は法定刑に罰金がなく、窃盗については、罰金となるのは基本的には万引き事犯であって、他の態様の窃盗は公判請求又は起訴猶予となる上、罰金となる場合も、20万円以上50万円までの罰金を科されると思われ、相応の威嚇力をもって罰金の保護観察付き執行猶予を活用することが考えられる。傷害についても、20万円以上50万円までの罰金が科されると思われ、一定の暴力犯罪の対象者には暴力防止プログラムが用意されていることや個別の事案における処遇の必要性を踏まえ、保護観察が適する事案については、罰金の保護観察付き執行猶予が適切に活用されると思われる。

罰金刑とは、金銭的な痛みによって行為者を法的に非難し、将来の再犯を防止する効果を持つものであり、それ自体刑罰として十分な効果がある。20～30万円の罰金額であれば、威嚇力もあり、保護観察付き執行猶予とすることには理由があると考えられる。

罰金刑の刑罰としての応報・制裁の効果に疑問があるわけではないが、そもそも、罰金の保護観察付き執行猶予の活用を検討している趣旨は、罰金の実刑では少年法の保護処分と比べて改善更生・再犯防止という観点において不十分ではないかという問題意識があるからである。ところが、罰金の保護観察付き執行猶予では、遵守事項違反があって再犯リスクが高まった時に処遇の転換ではなく、結局お金を支払って終わるだけであることから、その処遇効果に疑問がある。

【手続等について】

略式手続では、保護観察が適当事案の選別ができないのではないかと。

公判請求すれば適切な事案が選別できると考えるとしても、そもそも保護観察が付されるか否かは裁判所の裁量であり、検察官の求刑どおりに保護観察が付かない可能性もあるし、公判請求される被疑者の負担が大きく

なるだけなのではないか。

必要な事案において公判請求を行うとしても、身柄事件の場合、勾留期間は最大20日間に限られ、保護観察を付けるべき事案かどうかの調査を行う時間的余裕がないため、適切に事案を選別することは困難と思われる。さらに、公判請求を行えば、身柄拘束が続くことや、保釈を活用するとしても保釈金を支払わなければならない問題もある。

罰金の保護観察付き執行猶予についても、刑事裁判所が、家庭裁判所の調査を踏まえてどのような処遇が適切かを考えた上で保護観察に付すことができるような仕組みを検討すべきである。

【その他】

これまで保護処分を受けていた18歳及び19歳の者について、漏れることなく対応できるか、罰金となる者で何らかの処遇が必要なもののうち、どの程度が罰金の保護観察付き執行猶予となるのか、例えば、第2分科会において活用が考えられるとされた典型例のような事案はどれくらいあるのか、それ以外の事案への対応はどうするのか、といったことが課題である。

不起訴処分の場合には新たな処分を設けることを検討しているのに対し、それよりも重い処分であるはずの罰金の場合について、活用されるか否かやその実効性に疑問がある保護観察付き執行猶予の制度を検討するのみでは、全体的な制度設計としてバランスが悪いのではないか。

「若年者に対する新たな処分」についての意見要旨（第8・9・10回会議）

1 若年者に対する新たな処分（以下「新たな処分」という。）の性質（制度概要「1」関係）

18歳及び19歳の者を20歳以上の成人と区別して取り扱うことを正当化できるような、合理的な目的や処分の法的性質を検討すべきである。

新たな処分の性質は刑事処分というほかなく、刑事処分をするために保護処分の手続を用いることに問題がある。

通説とされる相対的応報刑論によれば、刑罰は、応報・非難の伝達と、一般予防、特別予防を目的とするものである。これに対し、新たな処分は、応報を目的とするものではなく、対象者の改善更生を目的とするものであって、刑罰とは異なる性質の処分である。

2 対象者（制度概要「1」関係）

仮に、新たな処分とともに、起訴猶予等に伴う再犯防止措置も導入する場合、検察官が刑罰相当と考える場合には公訴提起、新たな処分相当と考える場合には家庭裁判所送致、新たな処分までは必要ないものの一定の再犯防止のための措置が必要な場合には守るべき事項を設定して起訴猶予とするものとして、いずれの手続に付するかを検察官の裁量に委ねることが望ましい。

18歳及び19歳の者に対する家庭裁判所の処分は審判不開始と不処分とで6割弱、20歳及び21歳の者に対する検察の処分では起訴猶予が5割弱であることから、新たな処分の対象は現行の審判不開始や不処分に相当する層であると考えられる。このように軽微な事案について、どこまでの措置が許容されるか、これらが現在ほとんど観護措置もとられていない事案であることも含め、検討すべきである。

新たな処分の対象者については更に詰めて検討すべきであり、例えば、行為責任の軽い類型に限らず、特別予防的な観点から新たな処分による処遇が望ましいと判断される者は、訴追をせずに広く新たな処分の対象にするということになれば、処分についての考え方も幅をもってくると思われるが、行為責任の軽い類型だけを対象とするのであれば異なる結論となる。

性犯罪等の被害者がその精神的負担のゆえに捜査・公判に協力するのが困難であることを理由の一つとして起訴猶予とされる場合、それによって、出廷・証言の可能性や精神的負担など手続継続に伴う負担から解放されたはずであるのに、このような事案を本処分の手続の対象とすべきであるの

かは慎重に考える必要がある。

被害者との和解が成立したり、被害者が裁判に出たくないと言っている場合であっても、被害者としては当然のことながら加害者には二度と犯罪をしてほしくないと考えているものと思われる。また、そのような罪を犯した者の中には問題性が高く、再犯に至るおそれが相当程度高いものが含まれると思われ、こうした者に何らの対応もとらないとなると制度に抜け穴を作ることになってしまうことから、そのような場合も新たな処分の対象とするか、又は、新たな処分の対象から外すとしても起訴猶予に伴う再犯防止措置など別の制度で対応することとするか、検討する必要がある。

新たな処分の制度は、基本的な方向性としては適切な制度設計がなされている。18歳及び19歳の年齢層の者について、犯罪傾向が進んでおらず軽微な犯罪を行った段階で働き掛けを行うことは改善更生・再犯防止に効果的であって刑事政策上重要な意義を持つのであり、新たな処分の制度は、これらの者に対するものとしてふさわしい制度である。

3 手続（制度概要「2」関係）

新たな処分の制度は、家庭裁判所における対象者の調査や試験観察を行うことができるものであり、ノウハウを有する家庭裁判所の人的資源を18歳及び19歳の処遇に関わらせる点において意義がある。

審判時の収容鑑別の措置は、処分を決するために必要であり、対象者の負担が相当と認められる限度で、適正な手続を経てとられるものとされており、許容される制度であると考えられる。

新たな処分の対象者が比較的軽微な罪を犯した者であることからすれば、審判時の収容鑑別を設けることの是非やその期間の在り方については、慎重に考えるべきである。

20歳以上の者は、起訴猶予とされればその後の収容はおよそあり得ないにもかかわらず、18歳及び19歳の者は、事案が軽微なため起訴猶予とされた場合に、改善更生のための手続における収容が可能となる理由は明らかでなく、収容鑑別の相当性は認め難いし、施設収容処分については更に認め難い。

4 施設収容処分（制度概要「3」関係）

【必要性について】

一般論として、家庭裁判所においては、保護観察以外にも処分の選択肢がある中で審理をし、具体的な検討を経て処分内容を選択できる制度の方

が、対象者にとって感銘力のある審判を行うことができ、少年の更生に対する姿勢や意欲を引き出すことができる。

対象者に対し、積極的に意欲をもって調査を受けさせるためには対象者に緊張感を与え動機付けをし、調査や処分に納得させる必要があり、また、調査等の結果を生かせるだけの処分の選択肢があることも重要であるから、施設収容処分を設けるべきである。

審判において社会内処遇か不処分かを選択するだけであれば、そもそも対象者の問題性について深い調査をせずに判断できる場合が多いと思われることから、調査や審理が現行と比べて見劣りするものになってしまい、その結果十分に対象者の問題性に気付けなくなるおそれがある。施設収容処分を設けることによる家庭裁判所の審判、調査の充実は、その後の社会内処遇の充実のためにも重要である。

密度の濃い集中的な処遇を施設内で行うことは再犯防止や改善更生のために有効であり、特に若年者については有効である。新たな処分についても、施設収容処分を設ければ、少年院処遇と全く同じレベルではなくとも、密度の高い集中的な処遇をそれなりに行い、実効性を上げることは可能であると思われる。

施設収容処分を設けないとした場合に、保護観察による社会内処遇を充実させることによって、対象者に対して実効性のある処分をすることができるかということが、施設収容処分の要否を考えていく上でポイントとなる。

新たな処分の制度は、新規に創設されるものであるから、保護処分でないなら刑罰であるとか、少年院送致のような施設収容処分はできないと決めつけることは相当ではない。施設収容処分については、必要性和有効性が認められて実績を上げている少年院送致に準じたものを行うことができるか否かという議論であって、正当化されるものであるし、設ける必要性も十分ある。

どのような事件が新たな処分の対象となるのか、施設収容処分が許容されるもののボリューム感、期間や施設を含めどのような施設収容処분을想定してその必要性等を議論するのかという点を明確にして議論すべきである。

施設収容処分を設けておくことで感銘力のある審判を行うことができるということが、いわば威嚇のためのものとして設けておくことで制度の運用を適切に行おうとするものであるならば、それは施設収容処分を設ける必要性とはいえない。

施設収容処分を設けるといっても、行為責任の観点から許容される処遇期間は極めて短期にならざるを得ず、その結果、処遇効果を上げることも期待できないし、成人に対しては健全育成目的による教育もできないのであるから、施設収容処分を設ける必要性は認め難い。

【行為責任との関係について】

18歳及び19歳の者が成人とされた場合に、施設収容があり得るような重さの行為責任の事案で起訴猶予とされるものが全くないわけではないと思われるものの、そのような事例が施設収容処分を設ける必要性を基礎付ける程度存在するのか、仮にそういう事例があるとしても起訴猶予にされた事情に照らして施設収容処分することが相当かについては、どのような事例があるのかということ踏まえて更に検討すべきである。

起訴猶予となるか否かは個別の事案ごとの具体的な事情の総合考慮によって決まるが、犯罪事実自体は重大であるものの起訴猶予とされる場合に考慮される要素として挙げ得るものとしては、一般的には、責任能力に問題があること、共犯事件で役割が従属的であること、被害者の落ち度大きいこと、被害回復やそれに伴う示談がなされたこと、被害者が宥恕していること、被害者が公判への協力に難色を示していること及び刑の減免事由、例えば自首に該当することが挙げられる。

犯罪事実自体は重大であるものの起訴猶予とされる場合として紹介されたからまでについて、起訴猶予とされる理由に照らして施設収容処分の対象とすることが相当かという点は別として、まず、行為責任との関係を整理すると、**と**は行為責任が小さいと考えられる。**は**、それにより違法又は責任が減少するとの説明が可能な場合であれば、行為責任が比較的小さいと評価できる。**は**、行為責任には関係しないと考えられる。

については、量刑において有利な情状として考慮されているところ、これらが刑を軽くする理由については実務上一致した見解はないが、財産犯の被害回復について、違法性又は責任が減少すると考える立場によれば、行為責任が小さくなることとなる。生命身体犯で示談がなされた場合や、示談なく宥恕がなされた場合については、違法性が減少するという説明ではなく刑事政策的な情状から量刑上考慮されているとみる立場が多数であると思われる。**のうち**自首が減免事由とされる根拠は、一般には刑事政策的な観点に求められるが、第二次的に犯人の改悛による非難の減少を挙げる見解もあるところである。このように、**と**の行為責任がなお大きいと評価できるかは、これらの事情が違法性又は責任を減少させるものを見るか否かによる。

起訴猶予とされる事案には幅があり、実刑になり得る程度の行為責任が認められる事例でも起訴猶予とされることはあり得るから、行為責任による制約があるために施設収容処分を設けることができないとはいえない。家庭裁判所が行為責任の範囲内で適切に処分選択をするものとし、その判断に対する不服申立て制度も設けられるのであれば、行為責任の範囲内で処分がなされることは担保される。

起訴猶予で行為責任が重い事例に関する有意な追加調査が難しいということは、行為責任に幅があることを裏付けているともいえ、起訴猶予とされる事案の中に施設収容処分が可能なものが実務経験に照らして相当数あり得るというこれまでの指摘は結局否定されていないことが確認できる。起訴猶予とされる事案の中に施設収容処分が可能なものが含まれていると言いきいにくいかもしれないが、含まれていないということもなかなか言えないと思う。

新たな処分の対象者のほとんどは軽微な罪を犯した者であると想定されるが、相当程度軽微な罪を犯し刑事処分は不要であると判断された者に対して施設収容処分を行うことは、行為責任の見地から許されないので、施設収容処分を設けるべきではない。

施設収容処分が正当化されるか否かは、実刑相当の事案が起訴猶予とされるのかという観点から検討する必要がある。制度の必要性・相当性を考える上では、まずどの程度の対象者がいることを想定するかが重要であり、例外的にあるかどうか、ないことは証明できないのではないかという議論は行き過ぎである。新たな処分の対象者は、基本的に、少年法では審判不開始や不処分とされる者であると考えられ、施設収容処分を正当化する実刑相当の事案は、あるとしても例外的と考えられるから、そのような場合があり得るからといって施設収容処分を設ける必要性があるとはいえない。

【施設・人員等の確保について】

施設収容処分を設ける際の問題点として、組織、施設や人員の確保に関する問題が指摘されているものの、少年院の施設や法務教官といった今ある施設や人材を活用すれば、大きな支障は生じないのではないかとと思われる。

新たな処分の対象者は少年ではないので、収容のためには少年院ではない施設が必要となる。また、健全育成目的による全面的な介入ができないことにより、現行の少年院での短期処遇より長期の収容でない効果が上がらないという問題もあり、新たな処分として施設収容処分を検討する場

合には、どのような施設でどのような処遇を行うかを検討しなければならず、それも踏まえて、そのための施設や人員を確保する現実的な必要性があるのかを検討すべきである。

5 保護観察の処遇の見直しのための措置（制度概要「3 イ」関係）

保護観察の処遇の見直しのための収容鑑別については、新たな処分で保護観察に付された者と仮釈放中の者又は保護観察付執行猶予者とは、置かれている立場が異なることや、軽微な事案が多数であると考えられることを考慮し、要件等を慎重に検討すべきである。少なくとも遵守事項違反を要件とすべきであり、さらに、実施できる回数を制限することも検討課題である。

新たな処分の対象者が比較的軽微な罪を犯した者であることからすれば、処遇の見直しのための収容鑑別の措置を設けることについては、慎重に考えるべきである。

新たな処分の保護観察において、その内容が対象者の状況や問題性に相応していないときは適切に処遇を見直す必要があり、そのために収容鑑別を行うことが必要な場合があることから、収容鑑別の措置を設けておく必要がある。そして、処遇見直しのための収容鑑別の措置は、必要最低限の期間、家庭裁判所の許可を得て行われるものであり、許容される制度であると考えられる。

回数制限を設けるといっても、その回数を具体的に定めることは困難であるし、保護観察の在り方を見直して社会内処遇を継続させることが困難になるという弊害が生じるおそれもある。再度の措置によらなければ対象者の問題性を把握することができないといった高度の必要性がある場合に、家庭裁判所において、その高度の必要性と対象者の負担の観点踏まえて司法審査がなされる制度とされているから、回数制限を設けなくても対象者に過度の負担がかかる懸念はないのではないかと考えられる。

6 遵守事項に違反した場合の施設収容処分（制度概要「3 エ」関係）

不良措置のない保護観察は、理論的にあり得ないわけではないが、対象者が指導や監督に全く従わない場合ですら何らの対応もとることができないため保護観察の実施に極めて困難が伴い、実効性の点で見劣りのするものとなるから、遵守事項違反があった場合の不良措置としての施設収容処分を考えざるを得ず、そうした不良措置を設けられないのであれば、新たな処分の制度の導入そのものを見送らざるを得ない。

「起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方」についての意見要旨（第9・10回会議）

1 検察官が働き掛けを行う制度の導入（制度概要「第1」関係）

仮に「少年」の上限年齢を引き下げるとした場合、18歳及び19歳の者については、家庭裁判所調査官が関与できる制度が望ましいため、若年者に対する新たな処分によるべきであり、本制度の対象とすべきでない。

保護観察官による指導・監督は重い不利益処分であり、検察官が起訴権限でできるのか。保護観察官による指導・監督に付すことは、保護観察に付することになるのではないか。検察官が保護観察官による指導・監督に付す措置をとることができるというのは、それを法律に書けばできることもあるかもしれないが、少なくとも現行の訴追裁量権の範囲内では考えにくいので、制度設計に問題があるのではないか。

本制度は訴追裁量権の範囲内で行うものであるとする立場からは、なぜ訴追裁量権の範囲内で検察官が保護観察官による指導・監督に付す措置をとることができるのか、明らかとされていない。本制度は新たな法的義務を課したり権利を制約したりするものではないと考える立場があるが、何ら義務付けをするものでないとするれば、被疑者に改善更生の仕組みを示唆して本人にやってみたいと思わせ、それを監督するのが本来であると考えられ、保護観察官に指導・監督させることに結び付く理由が分からない。

本制度は、刑事政策として意味のあるものであり、理論上もあり得るものと考えられるが、今回の諮問の趣旨、18歳及び19歳の者で起訴猶予処分となる者に対する改善更生及び再犯防止の措置としては「若年者に対する新たな処分」を第一の選択肢として検討することが適切であること、本制度についての議論状況等を踏まえると、今回は、本制度の導入を見送ることとしてよいのではないか。

起訴猶予処分とする者に対し、再犯防止に向けて一定の働き掛けを行う仕組みがあってしかるべきである。今回の18歳及び19歳の者を念頭に置いた制度改革においては、本制度を導入しないものとする結論になることもあり得ると思われるが、他の年齢層において単純な起訴猶予処分以上で自由刑の全部執行猶予未満の措置として有用と考えられることから、本制度について、部会の議論の取りまとめの際に将来の課題として明記すべきである。

本制度が将来の課題とされとしても、本制度における検察官の措置がなぜ訴追裁量権の範囲内で行うことができるのか説明がなされていないの

で、その点も含めて将来の検討課題とすべきである。

2 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備（制度概要「第2」関係）

制度概要記載の各制度については分科会及び部会において特段異論のなかったところであり、基本的にはこれらを進める方向でよいものとする。

「保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」についての意見要旨（第9・10回会議）

1 保護観察における新たな処遇手法の開発，特別遵守事項の種類の追加等（制度概要「第1」関係）

更生保護施設に宿泊を義務付けた上で外出させないこととした場合，施設内処遇に限りなく近づくことになり，少し行き過ぎではないか。また，更生保護施設にその運用を期待するのは困難ではないか。

対象者をそのまま家に帰すと，環境が悪いため再犯等に及ぶおそれがあるケース等において，更生保護施設に少し宿泊し，規則正しい生活をするようにしていくということも，選択肢としてあり得るのではないか。確実に更生につながるためには何が必要かということを考えていくことが適当ではないか。

2 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等（制度概要「第2」関係）

刑の執行中等において，現行法上は仮釈放等にならなければ被害者や遺族から意見等を言えないので，刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度が考えられたことは，喜ばしい。加害者にとっても，早い段階から，自分が何をしたのか，被害者がどのような思いでいるのかということを知ることが，更生に近づく出発点だと思う。

保護観察官等には，まず一回被害者等から話を聞くところから始めてほしい。そして，より積極的に被害者等の現状を聞いてほしいし，もっと被害者等と関わってほしい。謝罪をしない，損害賠償を払わないという加害者があり，それによって被害者等がどれだけ大変な思いをするのかということや，とても生きにくい現状であることを知ってもらいたい。

刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度や，保護観察等の措置をとるに当たり被害者等の状況を考慮することについて，どの程度被害者等の意見等を聴くのかということを確認にすべきである。また，具体的な賠償計画を立て，賠償に向けた行動を生活行動指針として設定するための規律を規則等で設けることについて，損害賠償を実効あらしめるための施策を実現するような規定ぶりにすべきである。

3 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等（制度概要「第5」関係）

保護観察所の長が、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、処遇を見直す場合に、收容して、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることは、身体拘束を伴う不利益な処分であるので、執行猶予の取消しを回避するという有利な方向に働く場合に限定してこれを使うのであれば、許容されるかもしれないが、10日間收容して鑑別をした上で執行猶予を取り消すような方向でこれを使うということは、非常に問題が多いと考える。

保護観察の処遇を見直す場合の收容を伴う鑑別について、第3分科会においては、そのままでは保護観察の継続が困難であって、仮釈放や執行猶予の取消しが考えられるような程度に深刻な事態になった場合に、その処遇を見直して社会内の処遇が継続できるようにするための制度という位置付けであったと理解しており、そのような場面設定で議論等の取りまとめがなされたと理解している。

收容を伴う鑑別制度を活用することにより、保護観察を効果的なものとし、改善更生につながることになるので、これを設ける意義は大きいですが、要件について、執行猶予の取消しの申出をするか否かの調査に必要な場合等に限定してしまうと、制度自体があまり利用されないこととなり、結局收容鑑別によって保護観察が見直されて継続するという機会をつぶしてしまうのではないか。

4 その他（全体について）

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」等に関する各制度・施策は処遇を充実させる上でいずれも重要であり、取り分け、刑の執行等の初期段階において被害者から心情等を聴取することは、それを処遇等にいかすことができるほか、早期の段階で受刑者等に伝達することができ、その更生に資する不可欠なものと思われる。施設からの外出禁止を特別遵守事項の類型に追加することについては、施設側の体制上運用が困難で現時点では制度化が困難かもしれないが、それ以外の制度を設けることや施策を実施することは、改善更生及び再犯防止を図る上で、相応の意義がある。